

令和6年第9回京田辺市教育委員会定例会議事日程

令和6年9月17日(火)

午前 10 時 開 会

市役所 3 階 305 会 議 室

- 1 開会宣告
- 2 議事日程報告
- 3 日程第1 教育行政報告
- 4 日程第2 議案第47号 令和6年度京田辺市教育委員会表彰について
- 5 日程第3 協議 財産取得の追認について
- 6 閉会宣告

令和6年第9回教育委員会定例会出席者名簿

教育長	山岡弘高
委員（教育長職務代理者）	西村和巳
委員	藤原孝章
委員	上村真代
委員	伊東明子

■説明のために出席を求めた者

教育委員会事務局

教育部長	櫛田浩子
教育指導監 （こども・学校サポート室長 事務取扱兼務）	片山義弘
教育部副部長 （教育総務室長 事務取扱兼務）	古谷隆之
教育総務室担当課長	平岡孝章
こども・学校サポート室総括指導主事	勝又靖志
学校教育課長	田原暁
学校給食課長 （学校給食センター所長 事務取扱兼務）	西村明
社会教育課長 （中央公民館長 事務取扱兼務）	出島ケイ
社会教育課担当課長 （中央図書館長 事務取扱兼務）	七五三和広

■事務局書記職員

教育総務室総務係長	近藤隆充
教育総務室再任用主査	鈴木勝浩

令和6年第9回京田辺市教育委員会定例会

教育行政報告

R06/08/22 ~

R06/09/17

1. 教育行政報告

8月

23日 (金)	人権教育啓発推進本部会議	401会議室
24日 (土)	健康管理研修会	保健センター
25日 (日)	第14回カローリングカップ京都府大会	中央体育館
	第36回京田辺市民邦楽発表会	中央公民館
27日 (火)	2学期始業式	各小・中学校
	経営会議	305会議室
	表彰状贈呈式	特別会議室
28日 (水)	第3回 教育委員会臨時会	保健センター
29日 (木)	京都府・各市町(組合)教育長懇談会	山城教育局

9月

2日 (月)	幼稚園始業式	各幼稚園
	市町(広域連合)教育長ヒアリング	山城教育局
4日 (水)	第28回京田辺市民ゲートボール大会	常磐苑
	市議会本会議(議案上程 他)	議場
9日 (月)	市議会本会議(一般質問①)	議場
	総務・文教福祉常任委員協議会	議会会議室
10日 (火)	市議会本会議(一般質問②)	議場
11日 (水)	市議会本会議(一般質問③)	議場
14日 (土)	「つくろう!ふるさと京田辺」vol.17秋の音楽祭	ブランチ松井山手
17日 (火)	第9回 教育委員会定例会	305会議室

2. 議会報告

議会報告

令和6年第3回京田辺市議会定例会

1. 令和6年9月9日、10日、11日開催 本会議 一般質問 p. 1～7
- 2 令和6年9月9日開催 総務・文教福祉常任委員協議会概要 p. 8

令和6年第3回京田辺市議会定例会 一般質問質疑・答弁

質問		解答	
質問者	内容	解答者	内容
久保 典彦 (自民一新会)	1－(2) 中学校の部活動の地域移行について、公立中学校の休日の部活動を段階的に地域へ移行できるように進めていくとされている。その中で、移行に向けた協議会が今年度設置された。様々な課題を早急に整理し導入に向けて進めていく必要があると認識しているが、現在の進捗状況と今後のスケジュールについて問う。	教育部長	第1回京田辺市学校部活動の地域移行推進協議会を8月7日に開催し、協議会に先立つ準備検討会で確認された、生徒や部活動顧問に対する現状の部活動についての意識調査結果の報告、地域クラブへの移行が可能な部活動の検討及び今後のスケジュールについて協議いたしました。現在は、10月以降から休日の部活動において2種目で試行できるように準備を進めているところです。今後は協議会において、試行の状況を踏まえた協議を行い、試行できる部活動を増やしなから、令和8年度中に休日の部活動を地域クラブへと移行できるよう、順次取り組んでまいります。
	1－(3) 留守家庭児童会が各地域に設置されているが、地域によって子どもが増加や希望者の増加により、留守家庭児童会の受入れが難しい状況や、十分な対応が取れていない留守家庭児童会もある。民間の力を活用する等、新たな取組も視野に入れ対応していく必要がある。現状と今後の取組について問う。	教育部長	本市の現状としましては、保護者の就労による保育ニーズの高まりにより、留守家庭児童会を必要とする児童の増加が続いており、留守家庭児童会の職員の確保に苦慮しながら運営しております。 こうしたことから、令和7年度に松井ヶ丘留守家庭児童会の民間委託を予定しており、市の留守家庭児童会の職員を再配置することで本市全体の安定的な留守家庭児童会運営を図るとともに、委託する児童会においては、民間のノウハウを活かした保育プログラムや、事業所が独自に実施するサービスによる利便性の向上が期待できるものと考えております。

	1－(4) 市立の小・中学校体育館において来年度を目標に空調設備の導入が進められていると認識している。導入に際しての工事期間や、工事等の影響で使用できない期間の既存使用者への対応等、今後のスケジュール及び進め方について問う。	教育部長	小中学校の体育館等への空調設備導入につきましては、現在、実施設計に取り組んでおり、令和7年度に設置工事を実施する予定です。 工事期間に関しましては、施工業者が決定してから具体的に調整することとなりますが、現時点では、実際に体育館等が使用できない期間は室内機の設置などを行う秋から冬の間で、約3ヶ月を想定しております。 そのため、学校開放事業で体育館等を利用している地域のスポーツ団体に対し、あらかじめ十分な周知を行うとともに、教育活動や部活動で他の施設を利用できるよう可能な限り調整を図ってまいりたいと考えております。
岡本 亮一 (日本共産党京田 辺市議会議員団))	2－(2) 急激な物価高騰が保護者の家計を圧迫している。とりわけ保護者が負担する学校給食費は重い負担となっている。義務教育は無償と定めた憲法第26条に則し、学校給食費を無償にすべき。	教育部長	学校給食費につきましては、学校給食法において給食提供に係る費用負担が示されており、給食食材の購入に係る経費分(食材費)は保護者の負担とされていることから、給食費の無償化は考えておりません。

向川 弘 (公明党)	2－(1) 保護者における「小1の壁」に関しての市の認識を問う。	教育部長	本市でのいわゆる「小1の壁」につきましては、保育所における朝の延長保育開始が午前7時であるのに対し、長期休業中の留守家庭児童会の開所が午前8時であることによるものと認識しております。 各児童会において、開所前に到着する児童がいることは把握しておりますが、これまでに保護者から開所時間の要望は聞いておりません。 現在、留守家庭児童会では、職員の確保に苦慮しているところであり、まずは安定した運営を図るため、令和7年度に松井ヶ丘留守家庭児童会の民間委託を予定しており、その中で利用者の多様なニーズへの対応も含めて検討してまいりたいと考えます。
	2－(2) 朝の時間帯における子どもの居場所に関する保護者からの意見・要望の把握状況を問う。		
	2－(3) 保護者からは、特に長期休業期間中の留守家庭児童会における午前7時からの預かりが望まれていることから早期に実施すべきと考えるが市の見解を問う。		

河田 美穂 (公明党)	2- (2) 小・中学校の修学旅行先を、広島や長崎にしてはどうか。	教育部長	令和7年度の修学旅行につきましては、大住中学校が長崎、田辺中学校が広島、培良中学校が沖縄を行き先とし、事前学習や現地で平和学習を行う予定にしております。 小学校につきましては、現在、伊勢方面、名古屋方面、淡路島方面の3方面の中から選択しております。 各学校では、児童生徒の発達段階に応じて、小学校は体験活動を、中学校では平和学習を含む探究的活動を重視した修学旅行の行き先を決定しております。 今後も、修学旅行の目的を明確にして活動内容や行き先を検討するよう、指導助言を行ってまいります
国重 昂平 (自民一新会)	3 山手東の住宅の中を通る小学校や幼稚園へのアクセス道路であり、通学路になっている山手東上西野線はL字に曲がっており、先の見えにくい道路であるにも関わらず、スピードが出ている車が散見され、非常に危ない状態である。あんしん歩行エリアやゾーン30などに指定するなどの速度抑制対策を講じてはどうかと考えるが市の認識について問う。	教育部長	ご質問の山手東上西野線には歩道が設置されており、登下校時における児童等の安全は一定確保されているものと認識しておりますが、更なる安全対策について、次回の通学路安全推進会議で関係機関と協議したいと考えております。
吉高 裕佳子 (無党派)	2- (2) 社会教育施設である中央図書館、中央公民館を複合型公共施設に移転する予定としているが、それ	教育部長	複合型公共施設に移転予定の中央図書館、中央公民館につきましては、京田辺市教育大綱の基本理念である「未来を拓く、京田辺のひと・まちづくり」と

南部 登志子 (日本維新の会・無所属 属南部の会)	それぞれの理念や事業手法等について、どのように考えているのか教育委員会の見解を伺う。		京田辺市複合型公共施設整備基本構想の整備コンセプトである「みんなで創る“つながり”“ひろがる”文化の広場」を踏まえて、市民の自発的な学びを通じた成長を支える施設と考えております。図書館や公民館機能の強化を図るとともに、複合型の特色を活かし、融合したサービス提供を行うことで、市民の文化活動がつながり、ひろがる拠点となるよう、民間の知恵を借りる事業手法も検討していく必要があると考えております。
	2－(1) 発達障がいや学習障がいなどにより、教育に配慮を必要とする生徒の情報共有ができていないケースが複数あった。情報共有がしつかりとなされ、適切な学習を行うことができれば、不登校になることもないし、普通学校への進学もできる。生徒の今後の人生に大きく関わる課題に、丁寧に向き合っていくことが必要と考えるが、教育委員会の姿勢を問う。	教育部長	児童生徒の支援においては、現状を把握し、その上で学校と保護者が情報共有を行いながら、該当児童生徒にとって本当に必要な支援について考える必要があります。 また、その支援が有効であったのかを検証し、その情報を保護者と共有していくことも重要であると考えております。 今後も引き続き、該当児童生徒や保護者に対して、丁寧な支援ができるよう、学校に指導助言を行ってまいります。

	2- (2) 培良中学校で新たな取組が始まり、通学希望者は市全域から通えるようになった。 ア現段階での評価及び生徒や保護者からの反応について問う。 イ現在の取組に加え、語学や受験勉強に特化した教育も進めていく必要があると考えるが、市の見解を問う。	教育部長 培良中学校では、生徒が豊かな学びを通して主体的に学ぶ力を育むことで、自らの進路に対しても主体的に立ち向かう資質能力が身につくよう取り組んでいるところです。 また、A L T の専任配置や英語検定受験に要する経費の補助などにより、外国語を通じた言語活動の充実を目指すとともに、理系教育に特化した学習機会を設定し、生徒の可能性を広げられるよう進めており、学校選択制度を利用して校区外から通学する生徒が加わることで、各取組における学習活動がより一層活発になったものと評価しております。 生徒からは、「先生と生徒の距離が近く、コミュニケーションを取りやすい」、「クラスの雰囲気がよく、安心して発表できる」などの声が挙げられています。 保護者に対しては、今後実施する学校評価の際に改めて意見聴取を行う予定ですが、概ね好評な意見をいただいているところです。 また、去る8月23日に令和7年度に向けた学校選択制度についての保護者説明会を開催したところ、約40名の保護者が出席されたところであり、今後も着実に成果を挙げられるよう取組を進めてまいります。
--	---	---

有田 幸平 (日本維新の会・無所属 属南部の会)	1- (4) ひきこもり、不登校対策について問う。	教育部長	不登校につきましては、状況や要因が一人一人異なっておりますので、個に寄り添って対応する必要があると思います。 各学校では、個別に状況を整理し、支援を検討するケース会議等では、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーから、専門的な意見をいただきながら組織的に対応し、個に応じた支援を行っております。 また、教育支援センターにおいて学校及び児童生徒への支援を行い、教育委員会全体で不登校の未然防止に努め、児童生徒一人一人の社会的自立に向けて取り組んでおります。
---	--------------------------------------	-------------	---

総務・文教福祉常任委員協議会概要

令和6年9月9日（月）開催分

部局等名（市民部、教育部）

質 問	回 答
説明が不十分ではないか。	令和3年度にアンケート、令和5年度にヒアリング、令和6年度に説明会とパブコメを行い、市としては丁寧に説明している。 パブリックコメントは利用団体からの現状を維持してほしいとの意見が多かったが、一方で見直し案に賛成する意見もあった。公平性の観点で見直しを進めるが、多数の現状維持を求める声に配慮し、登録団体は5割の減免を残すこととした。
免除団体は具体的にどのような団体か。	サークル活動ではなく、例えば高齢者のための健康サロンをスタッフ側として開催したり、障がい者のための点字や朗読ボランティアを行うような団体は、免除になる可能性が高い。
どのように周知するのか。	10月1日に広報紙、ホームページ、ポスターで周知する他、団体登録の際窓口で説明する。免除団体となる可能性のある団体には個別に案内する予定。
設立3年以上や構成人数5人以上を要件とする理由は。	設立時点では判断が難しいため、3年程度実績を見たい。構成人数は現在の登録団体等の要件と同様に5人以上を要件としている。
オンライン予約やキャッシュレス決済は進めるべき。	オンライン予約は、令和7年度中に導入予定。キャッシュレス決済は、更新される府・市町村共同のシステムに付随される可能性もあるが、現在は未定。

議案第 47 号

令和 6 年度京田辺市教育委員会表彰について

京田辺市教育委員会表彰規則（昭和 45 年京田辺市教育委員会規則第 2 号）
の規定により、別紙の者を表彰したいので、教育委員会の議決を求める。

令和 6 年 9 月 17 日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

（提案理由）

本件は、京田辺市の教育、学術、文化及びスポーツの振興発展に貢献した者
について、京田辺市教育委員会表彰規則に該当する被表彰者及び感謝状の被贈
呈者として提案するものである。

別紙

教育文化功労者表彰被表彰者候補者名簿

番号	氏名・団体名	功績
1	こくしょう ひさし 國生 壽	多年にわたり、社会教育委員として、また、京田辺市生涯学習推進協議会会長を務められ、本市の社会教育・生涯学習の推進に多大な貢献をされた。
2	はっとり ふみよ 服部 章代	多年にわたり、図書館協議会委員として、また、同協議会副会長を務められ、本市の図書館運営や活動の推進に多大な貢献をされた
3	いのうえ みつお 井上 満郎	多年にわたり、京田辺市文化財保護審議会委員として、また、同審議会会長を務められ、本市の文化財保護行政に多大な貢献をされた。
4	むらかみ やすあき 村上 泰昭	多年にわたり、京田辺市文化財保護審議会委員として、また、京田辺市郷土史会会長を務められ、本市の文化財保護行政に多大な貢献をされた。
5	たかはし ひとみ 高橋 仁美	多年にわたり、京田辺市スポーツ推進委員として、本市のスポーツ振興に多大な貢献をされた。
6	ていすくえあ きょうと だんし T-SQUARE京都（男子）	本年8月に京田辺市で行われた第37回全国小学生ハンドボール大会男子の部において、優秀な成績（第3位）をおさめられ、本市のスポーツ振興に多大な貢献をされた。

感謝状贈呈候補者名簿

番号	氏名・団体名	功績
1	うしお よしゆき 潮 義行	多年にわたり、社会教育委員、また、京田辺市文化協会会長として、本市の社会教育・生涯学習の推進にご尽力いただいた。
2	いのうえ こうし 井上 晃志	多年にわたり、京田辺市スポーツ協会会長、また、同協会副会長を務められ、本市のスポーツ振興にご尽力いただいた。
3	なかむら ゆうこ 中村 優子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4	もりむら まさかつ 森村 昌勝	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
5	こやま としこ 小山 敏子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
6	ちかもと まさよし 近本 正義	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
7	ちかもと ちえこ 近本 千恵子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

8	おかもと とみこ 岡本 富子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
9	やまむら ふみこ 山村 富美子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
10	おかもと さちよ 岡本 幸代	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
11	にしむら さなえ 西村 さなえ	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
12	まつもと たかゆき 松本 丘之	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
13	まつもと ひさみ 松本 壽美	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
14	まつもと つとむ 松本 勉	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

15	まつもと きみこ 松本 喜美子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
16	みやがわ よしろう 宮川 芳郎	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
17	おかもと とみこ 岡本 とみ子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
18	くろかわ たけこ 黒川 武子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
19	おかざき てるこ 岡崎 照子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
20	しば みつえ 芝 光枝	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
21	もりもと はつこ 守本 初子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

2 2	にしかわ ひさこ 西川 常子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
2 3	みやがわ きょうこ 宮川 享子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
2 4	やまざき ひろつぐ 山崎 裕嗣	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
2 5	やまぐち たかひこ 山口 高彦	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
2 6	とくち きよのり 徳地 清憲	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
2 7	こうだ おとぞう 幸田 乙三	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
2 8	つじかき けんじ 辻垣 健次	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

29	なかじま やすお 中島 泰男	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
30	たましま ゆきお 玉島 幸夫	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
31	しんたく まさのり 新宅 眞法	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
32	つじお みちこ 辻尾 典子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
33	むらた こういち 村田 耕一	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
34	むらた しんのじょう 村田 新之昇	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
35	ふるかわ ひろし 古川 宏	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

3 6	もりなが しげる 森永 茂	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
3 7	あらい たつお 新井 達雄	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
3 8	さの りょういち 佐野 良一	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
3 9	みずやま よしこ 水山 良子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4 0	よしおか いちろう 吉岡 一郎	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4 1	ふじさわ いつこ 藤澤 五子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4 2	なかとみ ただのり 中富 忠則	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

4 3	さかき こうじ 榊木 孝次	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4 4	たかぎし しょうこ 高岸 詔子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4 5	さとう はるこ 佐藤 治子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4 6	かなや みつこ 金谷 みつ子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4 7	おかだ みえこ 岡田 美枝子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4 8	なかじま よしのり 中嶋 義則	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
4 9	おかもと まさあき 岡本 正明	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

5 0	さかもと ようこ 阪本 洋子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
5 1	つじた まさお 辻田 正雄	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
5 2	すえつね まさじ 末常 雅司	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
5 3	おかだ のりこ 岡田 紀子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
5 4	きもと ひろこ 木本 弘子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
5 5	ごとう えいこ 後藤 永子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
5 6	やまわき じゅんこ 山脇 順子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

57	うつのみや みえこ 宇都宮 美恵子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
58	ますだ ゆきお 増田 生紀男	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
59	やすい あやこ 安居 恵子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
60	やすい ただひこ 安井 忠彦	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
61	おざき としこ 尾崎 年子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
62	もり いくこ 森 幾久子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
63	やました さわこ 山下 左和子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

6 4	うちぬき せつこ 打抜 節子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
6 5	たはら のぶゆき 田原 延行	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
6 6	やぎゅう しずよし 柳生 静慶	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
6 7	みぞぶち つねお 溝渕 庸夫	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
6 8	ふじた つたえ 藤田 ツタエ	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
6 9	やました のりこ 山下 紀子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
7 0	やました まさあき 山下 雅昭	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

7 1	まさご やすひろ 眞砂 泰寛	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
7 2	くぼ じろう 久保 二郎	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
7 3	こかじ なおこ 古鍛冶 なお子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
7 4	やまだ かつひろ 山田 勝啓	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
7 5	すずき みきお 鈴木 幹雄	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
7 6	はまだ ときみ 濱田 秋三	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
7 7	すずき みちはる 鈴木 道春	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

78	なかがわ せいじ 中川 征治	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
79	きた はるみ 喜多 治美	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
80	ほり としお 堀 敏夫	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
81	くりばやし しゅうじろう 栗林 修治郎	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
82	まつばら まりこ 松原 真理子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
83	たかおか としこ 高岡 壽子	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。
84	あおき ふみよ 青木 二三代	多年にわたり、登校時・下校時の児童及び生徒の安全確保等にボランティアとして携わり、本市の学校教育と地域の連携にご尽力いただいた。

○京田辺市教育委員会表彰規則

昭和45年7月28日

教育委員会規則第2号

改正 平成12年10月5日教委規則第6号

平成15年10月29日教委規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、京田辺市の教育、学術及び文化（以下「教育」という。）の振興発展に貢献したものを表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第1条の2 表彰は、次に掲げる種類とする。

- (1) 教育委員、教育長の表彰
- (2) 教育関係職員の表彰
- (3) 生徒、児童の表彰
- (4) 教育文化功労者表彰
- (5) 感謝状

(教育委員、教育長の表彰)

第2条 教育委員又は教育長で任期2期以上その職にある者又はあった者について、表彰する。

(教育関係職員の表彰)

第3条 京田辺市教育委員会（以下「委員会」という。）は、京田辺市立の小学校及び中学校の校長及び教職員で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 職務上特に有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をした者
- (2) 前号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあった者

(生徒、児童の表彰)

第4条 学校の生徒又は児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (2) 前号に定めるもののほか、表彰するに値すると認められる成績又は行為のあった者

(教育文化功労者表彰)

第5条 学校、教育機関又は公共の団体その他のもので次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 教育の振興発展に貢献して、その功績が顕著なもの

- (2) 社会教育、社会体育、芸能等の文化活動において優秀な成績のあったもの
- (3) 前2号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあったもの

(感謝状)

第6条 委員会は、教育の振興発展に寄与し、又は優れた善行により他の模範となるものに対して感謝の意を表することができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈して行う。

(追彰)

第8条 この規則の規定により被表彰者としての要件を満たした者が、表彰を受ける前に死亡したときは、その遺族に表彰状又は感謝状及び記念品を贈る。

2 前項に定める遺族の順位は、次によるものとする。

- (1) 配偶者（事実上、婚姻関係と同様の関係のあった者を含む。）
- (2) 子
- (3) 父母
- (4) 孫
- (5) 祖父母
- (6) 兄弟姉妹

(表彰を行う日)

第9条 表彰は、11月3日（文化の日）に行う。ただし、必要に応じて臨時に行うことができる。

(被表彰者の選定)

第10条 被表彰者の選定は、教育長の推薦に基づき委員会が行う。

(被表彰者の登載)

第11条 被表彰者は、委員会保管の表彰者名簿に登載する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則（平成12年10月5日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月29日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

○京田辺市教育委員会表彰規則

昭和45年7月28日

教育委員会規則第2号

改正 平成12年10月5日教委規則第6号

平成15年10月29日教委規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、京田辺市の教育、学術及び文化（以下「教育」という。）の振興発展に貢献したものを表彰することを目的とする。

(表彰の種類)

第1条の2 表彰は、次に掲げる種類とする。

- (1) 教育委員、教育長の表彰
- (2) 教育関係職員の表彰
- (3) 生徒、児童の表彰
- (4) 教育文化功労者表彰
- (5) 感謝状

(教育委員、教育長の表彰)

第2条 教育委員又は教育長で任期2期以上その職にある者又はあつた者について、表彰する。

(教育関係職員の表彰)

第3条 京田辺市教育委員会（以下「委員会」という。）は、京田辺市立の小学校及び中学校の校長及び教職員で、次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 職務上特に有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をした者
- (2) 前号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあつた者

(生徒、児童の表彰)

第4条 学校の生徒又は児童で次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 有益な調査研究、発明発見又は工夫考案をしたもの
- (2) 前号に定めるもののほか、表彰するに値すると認められる成績又は行為のあつた者

(教育文化功労者表彰)

第5条 学校、教育機関又は公共の団体その他のもので次の各号のいずれかに該当するものがあるときは、表彰する。

- (1) 教育の振興発展に貢献して、その功績が顕著なもの

(2) 社会教育、社会体育、芸能等の文化活動において優秀な成績のあったもの

(3) 前2号に定めるもののほか、委員会が表彰に値すると認められる業績又は行為のあったもの

(感謝状)

第6条 委員会は、教育の振興発展に寄与し、又は優れた善行により他の模範となるものに対して感謝の意を表することができる。

(表彰の方法)

第7条 表彰は、表彰状又は感謝状及び記念品を贈呈して行う。

(追彰)

第8条 この規則の規定により被表彰者としての要件を満たした者が、表彰を受ける前に死亡したときは、その遺族に表彰状又は感謝状及び記念品を贈る。

2 前項に定める遺族の順位は、次によるものとする。

(1) 配偶者（事実上、婚姻関係と同様の関係のあった者を含む。）

(2) 子

(3) 父母

(4) 孫

(5) 祖父母

(6) 兄弟姉妹

(表彰を行う日)

第9条 表彰は、11月3日（文化の日）に行う。ただし、必要に応じて臨時に行うことができる。

(被表彰者の選定)

第10条 被表彰者の選定は、教育長の推薦に基づき委員会が行う。

(被表彰者の登載)

第11条 被表彰者は、委員会保管の表彰者名簿に登載する。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和45年10月1日から適用する。

附 則（平成12年10月5日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年10月29日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

協議

財産取得の追認について

別紙のとおり小学校教員用指導書等を取得したことについて、議会の追認を求めるため、協議する。

令和6年9月17日 提出

京田辺市教育委員会教育長 山 岡 弘 高

本件は、京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格20,000千円以上の財産の取得について議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに取得していたため、財産取得の追認を得たく、議会の議決を求めるため協議するものである。

(案の1)

議案第 号

財産取得の追認について

別紙のとおり小学校教員用指導書を取得したことについて、議会の追認を求める。

令和6年9月 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格20,000千円以上の財産の取得について議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに取得していたため、財産取得の追認を得たく、提案するものである。

1 取得する財産目的

京田辺市立小学校9校で学習指導に供するため

2 取得する財産及び数量

小学校教員用指導書 1, 667冊

3 取得の相手方

京都府京田辺市河原御影30-22

山城書店

代表者 森武 紀明

4 取得の方法

随意契約

5 取得の金額

33, 829, 400円

6 取得の時期

令和6年4月30日

(案の2)

議案第 号

財産取得の追認について

別紙のとおり小学校教員用指導書等を取得したことについて、議会の追認を求める。

令和6年9月 日 提出

京田辺市長 上 村 崇

(提案理由)

本件は、京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、予定価格20,000千円以上の財産の取得について議会の議決を経て取得すべきところ、これを経ずに取得していたため、財産取得の追認を得たく、提案するものである。

1 取得する財産目的

京田辺市立小学校 9 校で学習指導に供するため

2 取得する財産及び数量

小学校教員用指導書・教科書 3, 231 冊

3 取得の相手方

京都府京田辺市田辺沓脱 7-1

北川弘貫堂

代表者 北川 千代

4 取得の方法

随意契約

5 取得の金額

25, 824, 104 円

6 取得の時期

令和 2 年 4 月 6 日

参考資料

議会の議決を経ずに購入した小学校教員用指導書等について

概 要

小学校教員用指導書等について、京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年京田辺市条例第 11 号。以下「条例」という。）第 3 条に規定する「予定価格 20,000 千円以上の動産の買入れ」に該当するにもかかわらず、議会の議決を経ずに購入していたことが判明しました。

内 容

1 発覚の経緯

他の自治体における同様案件の報道等を受け調査したところ、議会の議決に付さずに、令和 6 年 4 月に購入していたことが判明しました。

また、過去 10 年間に遡って調査したところ、令和 2 年 4 月にも同様案件があることが判明しました。

2 対象案件

・令和 6 年度

購入価格：33,829,400 円

数 量：1,667 冊

・令和 2 年度

購入価格：25,824,104 円

数 量：3,231 冊

3 発生の原因

認識不足により、小学校教員用指導書等は条例に規定する動産には該当しないと誤認していたことが原因であると捉えています。

4 今後の対応

令和6年第3回市議会定例会に追認議案を上程します。

5 再発防止

議会の議決に付さなければならない財産の取得基準について改めて周知を行うとともに、契約事務手続きを進める際のチェック体制を強化し、再発防止に努めます。

その他

デジタル教科書の導入により購入費が大幅に値上がりしていることに伴い、全国的に同様の事案が相次いでいます。

なお、京都府下においては、舞鶴市及び綾部市で同様の事案が公表されています。

○京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和39年3月30日

条例第11号

(趣旨)

第1条 京田辺市の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格150,000千円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第3条 法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格20,000千円以上の不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い(土地については、1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る。)又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払いとする。

附 則

この条例は、昭和39年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年12月24日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和62年10月13日条例第14号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の田辺町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定は、昭和61年5月30日から適用する。

附 則(平成5年5月19日条例第18号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成8年12月26日条例第28号)

この条例は、田辺町が市となる日〔平成9年4月1日〕から施行する。

○地方自治法（抄）

〔議決事件〕

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- 一 条例を設け又は改廃すること。
 - 二 予算を定めること。
 - 三 決算を認定すること。
 - 四 法律又はこれに基づく政令に規定するものを除くほか、地方税の賦課徴収又は分担金、使用料、加入金若しくは手数料の徴収に関すること。
 - 五 その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結すること。
 - 六 条例で定める場合を除くほか、財産を交換し、出資の目的とし、若しくは支払手段として使用し、又は適正な対価なくしてこれを譲渡し、若しくは貸し付けること。
 - 七 不動産を信託すること。
 - 八 前二号に定めるものを除くほか、その種類及び金額について政令で定める基準に従い条例で定める財産の取得又は処分をすること。
 - 九 負担付きの寄附又は贈与を受けること。
 - 十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。
 - 十一 条例で定める重要な公の施設につき条例で定める長期かつ独占的な利用をさせること。
 - 十二 普通地方公共団体がその当事者である審査請求その他の不服申立て、訴えの提起（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決（行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分又は同条第三項に規定する裁決をいう。以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において同じ。）に係る同法第十一条第一項（同法第三十八条第一項（同法第四十三条第二項において準用する場合を含む。）又は同法第四十三条第一項において準用する場合を含む。）の規定による普通地方公共団体を被告とする訴訟（以下この号、第百五条の二、第百九十二条及び第百九十九条の三第三項において「普通地方公共団体を被告とする訴訟」という。）に係るものを除く。）、和解（普通地方公共団体の行政庁の処分又は裁決に係る普通地方公共団体を被告とする訴訟に係るものを除く。）、あつせん、調停及び仲裁に関すること。
 - 十三 法律上その義務に属する損害賠償の額を定めること。
 - 十四 普通地方公共団体の区域内の公共的団体等の活動の総合調整に関すること。
 - 十五 その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項
- ② 前項に定めるものを除くほか、普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件（法定受託事務に係るものにあつては、国の安全に関することその他の事由により議会の議決すべきものとするのが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）につき議会の議決すべきものを定めることができる。

○地方自治法施行令（抄）

〔地方自治法第九十六条第一項第五号及び第八号に規定する基準〕

第二百一十一条の二の二 地方自治法第九十六条第一項第五号に規定する政令で定める基準は、契約の種類については、別表第三上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

② 地方自治法第九十六条第一項第八号に規定する政令で定める基準は、財産の取得又は処分の種類については、別表第四上欄に定めるものとし、その金額については、その予定価格の金額が同表下欄に定める金額を下らないこととする。

別表第四（第二百一十一条の二の二関係）

不動産若しくは動産の買入れ若しくは売払い（土地については、その面積が都道府県にあつては一件二万平方メートル以上、指定都市にあつては一件一万平方メートル以上、市町村にあつては一件五千平方メートル以上のものに係るものに限る。）又は不動産の信託の受益権の買入れ若しくは売払い	千円	
	都道府県	七〇、〇〇〇
	指定都市	四〇、〇〇〇
	市	二〇、〇〇〇
	町村	七、〇〇〇

